

# 介護サービス利用者負担の 軽減制度を紹介します

介護保険は40歳以上の方が納める保険料と国・県・市の公費を財源として運営し、介護を必要とするときに介護サービス費用に充てることで本人とその家族を支えています。

☎高齡福祉課(保健センター)  
☎71・2356 ☎72・1481

今回は、低所得者に対する福祉サービス(食費・居住費)の負担限度額認定と利用者負担の軽減制度についてお知らせします。

**認定証と確認証の有効期限は7月31日です。継続を希望する場合は更新申請が必要です。**

## 食費・居住費には収入に応じて負担限度額があります

住民税非課税世帯の人や生活保護受給者など低所得の人が施設入所やショートステイを利用する際の食費や居住費(滞在費)には、サービスの利用が困難とならないように、収入に応じて限度額が設定されています。

■申請方法 印鑑、本人および配偶者の預貯金が確認できる書類を持って高齡福祉課へ。対象者には認定証を交付します。サービスを受けるときに事業者に提示してください。

負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	居住費など				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で老齡福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。

※次の①②のいずれかに当てはまる場合は軽減制度を受けられません。

①世帯が異なる配偶者が住民税を課税されている ②預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えている

※第2段階、第3段階の判定に用いる収入について、平成28年8月からは非課税年金(遺族年金、障害年金など)収入も含めて判定することになります。

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

生活が困難な人がサービスを利用する際の負担を軽減するため、介護サービスを提供する社会福祉法人などが費用を軽減する制度です。

■対象 次の①～⑥を全て満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②年金も含めた全ての年間収入の合計額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下
- ③預貯金額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下
- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ⑤利用料を負担する能力がある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

■対象となるサービス

- ・特別養護老人ホームの介護費、食費、居住費
- ・ショートステイの介護費、食費、滞在費
- ・ホームヘルプの介護費
- ・デイサービスの介護費、食費
- ・小規模多機能型居宅介護サービスの介護費、食費、滞在費

■軽減割合 介護費、食費、居住費いずれも25%軽減

■申請方法 印鑑、世帯員全員の収入と預貯金が確認できる書類、健康保険証(本人)を持って、高齡福祉課へ。対象者には確認証を交付します。サービスを受けるときに事業者に提示してください。